

④ 賃借扱いとなるリース取引

Q : この4月からリース取引は、売買取引として、税務上取り扱われるそうですが、すべて売買取引となるのですか？

A : オペレーティングリースについては、これまで通り、賃借取引として取り扱われます。

【解説】

リース取引は、税務上、「ファイナンスリース取引」と「オペレーティングリース取引」に分けて取り扱われます。

ファイナンスリース取引は、このたびの改正を受け、いずれも「売買取引」として取り扱うこととなりましたが、オペレーティングリース取引については、従来どおり賃借取引として取り扱われることとなっています。

オペレーティングリース取引とは、ファイナンスリース取引以外の取引をいい、ファイナンスリース取引とは、次の要件に該当するものをいうこととされています。

- ① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途において解除できないものであること又はこれに準ずるものであること
- ② 賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること

つまり、この要件を満たさないリース取引については、これまでどおり、リース料として処理することが認められるということです。

